

NEWS & INFORMATION

2007年3月26日 ソニー銀行株式会社

住宅ローン団体信用生命保険 「3大疾病保障特約」取り扱い開始のお知らせ

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:石井 茂/本社:東京都港区/通称:ソニーバンク)は、4月2日(月)より、ソニー生命保険株式会社(代表取締役社長:於久田 太郎/本社:東京都港区)を引受生命保険会社とするソニーバンク住宅ローン団体信用生命保険において「**3大疾病保障特約**」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

今回取り扱いを開始する「3大疾病保障特約」は、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかと診断され、所定の状態となった場合に特約保険金が支払われ、ローン残高の全額に充当されるものです。ソニーバンク住宅ローンを新規にお借り入れのお客さまで、融資実行時のご年齢が満50才未満、完済時のご年齢が満75歳未満、特約の付保を希望されるかたにお申し込みいただけます。特約を付保した場合の適用金利は「ソニーバンクの住宅ローン基準金利(金利優遇の適用がある場合は金利優遇後の金利)+0.3%」となります。

ソニーバンクの住宅ローンは、団体信用生命保険料や保証料が不要なことに加え、お申し込みからご契約まで来店不要、繰り上げ返済や金利タイプの変更もインターネットでお手続いただける利便性の高い商品です。死亡・高度障害時に保険金が支払われる従来の団体信用生命保険に特約を付保可能とすることで、お客さまの疾病保障ニーズにお応えいたします。

以上

ソニーバンクのサイト

●企業サイト http://sonybank.net/

●サービスサイト http://moneykit.net/ (インターネットバンキングサイト)

http://mb.moneykit.net/(モバイルバンキングサイト)

©Sony Bank Inc. MONEYKit はソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社

広報部:安積(アヅミ)・渡辺 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番11号 Tel 03-6230-5903 Fax 03-5561-1081 press@moneykit.co.jp

お客さまからのお問い合わせ先

カスタマーセンター 0120-365-723 (フリーダイヤル) 携帯電話・PHS・海外からは 03-6730-2700 (通話料有料)

※番号をお間違えにならないようにくれぐれもご注意ください。※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できないことがございます。

受け付け日:1月1日~3日および5月3日~5日を除く毎日

受け付け時間:平日9:00~20:00

土・日・祝日 9:00~17:00 (12月31日 9:00~17:00)



■「3大疾病保障特約」の商品概要

ご利用いただけるかた	ソニーバンク住宅ローンを新規にお借り入れのお客さまで、融資実行時のご年齢が満50才未満、完済時のご年齢が満75歳未満のかた ※既にソニーバンク住宅ローンをご利用、お申し込みのお客さまにつきましては、お客さまのご希望があれば、3大疾病保障特約を追加してご利用いただけるように検討中です。
お借り入れ金利	ソニーバンクの住宅ローン基準金利(金利優遇の適用がある場合は金利優遇後の金利)十0.3%
特約の加入形態	保険契約者および保険受取人をソニーバンク、被保険者をお客さまとする生命保険特約
保障内容	悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかと診断され、所定の状態となった場合に特約保険金が支払われ、ローン残高の全額に充当されます。 <悪性新生物(がん)> 保険期間中に、所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、以下の場合には保険金は支払われません。・保障(責任)開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合・保障(責任)開始日から90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合・保障(責任)開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・移転等と認められる場合 ※所定の悪性新生物(がん)には、上皮内ガンや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんが含まれません。 ※悪性新生物(がん)の診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認める場合があります。 <急性心筋梗塞> 保障(責任)開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。 <脳卒中> 保障(責任)開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

*3大疾病保障特約の詳細は、4月2日以降のサービスサイトをご覧ください。

【ご利用時のご注意】

- ●「3大疾病保障特約」(以下「特約」といいます。)は、ソニー生命保険株式会社(以下「ソニー生命」といいます。)を 引受生命保険会社、ソニー銀行株式会社(以下「ソニーバンク」といいます。)を契約者および保険金受取人、ソニー バンクから住宅ローンを借り入れされたかた(以下「債務者」といいます。)を被保険者とする生命保険契約の特約 です。
- 団体信用生命保険は、ソニーバンクを契約者とする保険契約ですので、お申し込みの撤回またはご契約の解除 (クーリングオフ)の適用がございませんので、ご注意ください。なお、「特約」の保障期間中(住宅ローン返済期間中)に「特約」のみを解除することも原則としてできませんので、ご注意ください。
- ソニーバンクでは、住宅ローンをご契約いただく場合には必ず団体信用生命保険にご加入いただきますが、特約につきましては、ご希望者のみご加入いただける保険です。ご加入に際しては、ソニー生命に「3 大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」をご提出いただき、融資決定の前にソニー生命の加入承諾を受けることが必要です。なお、加入する保険金額(住宅ローンのお借入額)が3,000万円を超える場合や、生命保険会社が必要と判断する場合には、医師の診断書などを別途ご提出いただく必要があります。